

令和8年度 佐賀県育英資金 在学採用・随時採用 募集要項

生徒・保護者用



佐賀県教育委員会

佐賀県教育委員会事務局教育総務課 育英資金担当

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

TEL 0952-25-7148

TAX 0952-25-7281

E-mail ikueishikin@pref.saga.lg.jp

目 次

佐賀県育英資金について

1	佐賀県育英資金とは	1
2	募集区分（在学募集・随時募集）	1
3	貸与金額（上限額）	1
4	貸与期間	2
5	育英資金の申請要件	2
6	申請に必要な書類	2
7	申請後の手続等	4
8	貸与方法	4
9	奨学金の併用	4
10	生活保護との関係	5
11	育英学生の資格喪失	5
12	返還方法等	5
13	その他の高校修学のための支援制度	7

記入例

育英学生願書 表面	8
育英学生願書 裏面	10
貸与額希望調書	11
高額通学費加算計算書（貸与額希望調書の裏面）	12
育英資金借用証書・誓約書	13

マイナンバーの提出について	14
---------------	----

※ 18歳の誕生日を迎えた方について

成年になると、一人で有効な契約をすることができます。

そのため、この要項や様式等に記載の「保護者」「親権者(未成年後見人)」は、「父母等」と読み替えてください。

なお、「育英学生願書」の最下部にある「親権者（未成年後見人）」の自署欄は記入を省略することができます。

【個人情報の取扱について】

この佐賀県育英学生の募集に伴い収集した個人情報は、原則として佐賀県育英資金事務のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

ただし、民間団体等が行う育英（奨学）事業等の適正な遂行のために、収集した個人情報を最小限の範囲内で提供することがあります。

1 佐賀県育英資金とは

向学心に富み、有能な素質を有する生徒であって、経済的理由により修学が困難な者に対し、無利子で育英資金を貸与して、将来有為の人材を育成することを目的とする制度です。

重要

育英資金は、生徒本人が借りるものであり、卒業等により貸与が終了した後は、返す必要があります。

2 募集区分（在学募集・随時募集）

申請する時期により、初回貸与月や貸与内容が異なります。

募集区分	在学募集①	在学募集②	随時募集
募集期限	令和8年4月10日（金）	令和8年5月7日（木）	令和9年2月5日（金）
初回貸与	令和8年5月末ごろ	令和8年6月末ごろ	申請の翌月または翌々月
貸与内容	基礎額 ○ 私立学校加算額 ○ 高額通学費加算額 ○ 入学時加算金 ○	〔貸与対象○〕 〔貸与不可×〕	基礎額 ○ 私立学校加算額 ○ 高額通学費加算額 ○ 入学時加算金 ×

3 貸与金額（上限額）

各項目の貸与上限額内で、必要な金額の貸与を受けることができます。なお、高額通学費加算額のみ、入学時加算金のみは貸与も可能です。

貸与内容	貸与上限額	貸与対象
基礎額（毎月）	18,000円	全学生対象
私立学校加算額（毎月）	12,000円	私立学校に在籍する学生対象
高額通学費加算額（毎月）	毎月の通学費から ※1 5,000円を控除した額	県内の学校に在籍する学生対象
入学時加算金（初回貸与時）	国公立：10万円 私立：20万円	在学募集で申請した入学生対象

※1 在学期間中、購入した定期券などで通学の実態を調査することがあります。

寮や下宿等の自宅外通学の場合は、通学するとみなして計算した通学費と寮費等（食費を除く）を比較し、安い方の金額から5,000円を控除した金額が上限となります。

4 貸与期間

在学する高等学校等の正規の修学期間内で、申請した月以降の希望する期間

※ 申請した月が5月の場合、4月分の貸与はできません。

※ 最長で、全日制は36か月、定時制は48か月、通信制は48か月です。

ただし、例えば、同一学校の衛生看護科から専攻科へ進学する場合は、全日制の正規の修学期間（36か月）に加えて、専攻科（24か月）の貸与が可能です。（合計60か月）

※ 休学した場合はその期間の貸与を中断します。

※ 留年等により同一学年を再履修する場合も、正規の修学期間までしか貸与できません。

5 育英資金の申請要件

以下の各要件をすべて満たした場合、申請することができます。

なお、在学募集では、学力基準によって家計基準が異なります。（学力基準を満たせば家計基準が緩和されます。）

一方、随時募集では、学力基準による家計基準の緩和はありません。

募集区分	在学募集	随時募集
対象者	申請時に、高等学校等（※）に在籍している生徒 ※ 高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の本科、専修学校高等課程 ※ 県外にある高等学校等も対象 ※ 高等専門学校、国立唐津海上技術学校等は対象外	
保護者	保護者（親権者または未成年後見人）が佐賀県内に居住していること	
人物基準	勉学意欲があり、学業を全うし、将来有為な社会人となる見込がある生徒であること	
学力基準	一定の評定平均値を満たしていること または 通学が困難な地域に住んでいること	左記以外
家計基準	学費の支払が困難であること ※ 給与所得者4人家族の目安 父母の所得の合計666万円	学費の支払が著しく困難であること ※ 給与所得者4人家族の目安 父母の所得の合計333万円

※ ひとり親家庭の場合や就学者がいる場合など、世帯の状況に応じて控除を行いますので、上記の年間の所得以上でも該当となる場合があります。（要証明書提出）

6 申請に必要な書類

願書等の様式は、在学する学校からお受け取りください。

次ページの申請に必要な書類を揃え、在学する学校へ提出してください。

なお、書類不備等により、県への提出が遅れた場合、初回振込が遅れる場合があります。

次の①～⑨の順に書類を並べて提出してください。

① **育英学生願書**（裏面：付表）

※ 両面とも本人が記入すること

※ 本人以外の小・中学生の特別控除を希望する場合は、同一生計の家族の「職業又は勤務先」欄に学校名と学年を記入してください。

② **住民票謄本**（続柄の記載がありマイナンバーの記載のないもの）

※ 3か月以内に発行された原本

※ 保護者と別居している場合は、その別居の保護者分の住民票も必要です。（必須）

また、就学等のために別居している家族を、世帯人員（同一生計の家族）として認定するには、別居の家族分の住民票も必要です。（任意）

③ 保護者の**課税所得証明書**（最新のもの）または**マイナンバー提出書**（扶養の人数・内訳が確認できるもの）

・課税所得証明書では、総（合計）所得金額や扶養控除の内容を確認します。

※ 収入がない場合でも課税所得証明書が必要です。（源泉徴収票不可）

※ マイナンバーを提出する場合は、学校からマイナンバー提出書と専用封筒をもらい、「マイナンバーの提出について」をよく読んで提出してください。

④ その他証明書類（該当者のみ）

・就学者（本人及び小・中学生を除く）の特別控除を希望する場合

在学証明書または**学生証の写し**を添付

・障害がある人がいる世帯で特別控除を希望する場合

各障害者手帳の写し（障害の程度がわかるもの）を添付

・「保護者の所得が課税所得証明書の額と比較して大幅な変動がある場合」、「長期療養が必要な人がいる世帯」、「火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯」は、事前に県教育総務課へお問合せください。

※ 所得額の考慮や特別控除額の認定を必要としない場合は、提出の必要はありません。（任意）

⑤ **貸与額希望調書**（裏面：高額通学費加算計算書）

・高額通学費を希望する場合、**定期券の写し**または**寮費等の金額がわかる書類の写し**を添付

⑥ 育英学生名義の**振込口座通帳の写し**

・支店名、口座番号及び氏名のフリガナ等がわかる見開き部分の写しを添付

※ 振込可能な口座であるかの確認を必ず行ってください。

（数年間使用していない場合、口座が凍結されていることがあります。事前に入出金を行って確認してください。通帳の記帳だけでは使用があったとみなされません。）

⑦ **育英資金借用証書・誓約書**

・育英学生本人、連帯保証人、保証人それぞれが自署（連帯保証人、保証人は実印を押印）

・借用（予定）金額については訂正できません。

・提出前に、必ずコピー（控え）をお取りください。

⑧ 連帯保証人及び保証人の**印鑑登録証明書**

・3か月以内に発行された原本

⑨ **手続のチェックリスト**

【留意事項】

願書に記入する「同一生計の家族」は、「住民票に記載された家族で、課税所得証明書（マイナンバー照会結果）の扶養控除欄で確認できる者」です。

同一生計であるが、上記の条件で確認できない場合、確認のための書類提出が必要です。

- ・別居の場合： **別居している家族の住民票**（前住所が他の家族と同じかどうかで判断）
- ・扶養が確認できない場合： **健康保険証の写し**（ただし国民健康保険は不可）等

※ 単身赴任の保護者や大学在学等の理由により別居している家族は「同一生計の家族」に該当します。

※ 同居しているが、保護者が扶養していない祖父母や働いている兄・姉は「同一生計の家族」に該当しません。

※ 保護者が父母ではなく祖父母等など、特別な事情がある場合は、事前に県教育総務課に御相談ください。

7 申請後の手続等

申請後、要件を満たした方には、学校経由で「決定通知」を送付します。

決定後、貸与額を変更したい場合、転居する場合、高額通学費加算額の貸与を受け利用交通機関・通学経路・通学方法を変更する場合等は、手続が必要です。在学する学校経由で書類を提出してください。

8 貸与方法

毎月10日（10日が休業日の場合は翌営業日）に、育英学生本人名義の口座に振り込みます。育英資金の振込口座を校納金の引落口座に設定されることを推奨します。

9 奨学金の併用

給付型の奨学金や高等学校等就学支援金、授業料減免制度との併用は可能です。

地方公共団体及び公共的団体が貸与する奨学金との併用も可能ですが、返還を考え、慎重に行ってください。ただし、併用できない奨学金もありますので、詳しくは、併用を希望する奨学金の実施団体へお尋ねください。

※ 特別支援学校における特別支援教育就学奨励費も減額対象となります。

※ 地方公共団体から通学費に関する給付を受ける場合は、高額通学費の減額対象となります。

（例：佐賀県の将来を担う介護人材の支援事業費補助金や、各市町村の通学費補助等）

10 生活保護との関係

生活保護を受給している世帯も貸与を受けることは可能ですが、高校修学に必要な保護費が福祉事務所から給付されますので、申請にあたっては、福祉事務所（ケースワーカー）とよく相談してください。

なお、通学費相当分が保護費として給付されるため、高額通学費加算額は貸与できません。

11 育英学生の資格喪失

次に該当する場合は、育英学生としての資格を喪失します。

- ① 退学した場合
- ② 保護者が佐賀県外に転出した場合（一方の単身赴任は除く）
- ③ 県が指示する所定の報告・手続を怠った場合
- ④ その他、育英学生として相応しくないと認められる行為があった場合

12 返還方法等

（1）返還方法

貸与終了（高校等卒業）時に、返還明細書を提出し、毎回の返還金額や返還期間を決めます。

貸与終了（高校等卒業）後、6か月の据え置き期間を経過した時から、原則として口座引き落としにより返還していただきます。

（2）返還金額

毎回の返還金額は、下表のとおり、「貸与総額」毎に「返還基準月額（下限額）」が決まっており、「返還基準月額」以上の額を任意で定めることができます。

※返還期間は最長20年です。

貸与総額	返還基準月額（下限額）
108万円以下の場合	4,500円
108万円を超え132万円以下の場合	5,500円
132万円を超える場合	貸与総額の1/240の額

〈例1〉 貸与月額18,000円を3年間及び入学時加算金10万円の貸与を受けた場合

貸与総額 748,000円 ÷ 4,500円 ≒ 166月（=13年10月）以内

〈例2〉 貸与月額50,000円を3年間及び入学時加算金20万円の貸与を受けた場合

貸与総額 2,000,000円 ÷ 8,400円 ≒ 238月（=19年10月）以内

(3) 延滞利子

正当な理由がなく納期限までに返還されなかった場合は、延滞利子（納期限を6か月経過するごとに、返還すべき金額に5%を乗じた金額）を課すことがあります。

(4) 返還金の督促

貸与終了後に計画的に返還金が納入されない場合は「滞納」となり、次の督促請求等を行います。

- ① 滞納者（連帯保証人や保証人を含む）への文書や電話、訪問による督促請求
- ② 専門の債権回収会社に滞納者への催告業務を委託
- ③ 裁判所に対する支払督促の申立てから強制執行（給与や預貯金などの差押）に至るまでの法的手続き

(5) 連帯保証人及び保証人 ※ 返還資力のある方を選定してください。

返還が滞った場合、連帯保証人や保証人に対して返還を求めることがあります。連帯保証人や保証人は、借用証書・誓約書への記入押印が必要です。

連帯保証人 本人と連帯して、返還の責任を負います。 本人と同時に請求することがあります。	原則として 同居の親権者 (通常は、父母が親権者)
保証人 本人及び連帯保証人が債務を返還できないときは、保証人に請求します。 なお、連帯保証人にはない保証人の権利として、 分別の利益 （保証人の返還すべき金額は請求額の2分の1であると主張できること）、 催告の抗弁権 （先に借受者に対し請求するように主張できること）、 検索の抗弁権 （保証人が借受者に弁済資力があることを証明した場合は、先に借受者の財産について、執行するように主張できること）があります。	連帯保証人以外の 成人 (同一世帯の者でも可) (例：叔母・祖父)

※ 保証人が立てられない特別な事情がある場合は、事前に県教育総務課に御相談ください。

(6) 返還猶予

高校等を卒業後、大学や短大等への進学の場合は、その進学先を卒業するまでの期間、返還を猶予（納入期限を先延ばし）することができます。

また、病気やケガ、出産等の理由により一時的に返還が困難になったときや低所得で資力がない場合は、一定の所得に達するまでの間についても、返還猶予することができます。詳細については、貸与終了時にお渡しする「返還のてびき」に記載します。

(7) 返還免除

育英学生が死亡または心身障害等のため労働能力を喪失し、返還不能と認められた場合

は、返還を免除することがあります。

また、高額通学費加算額として貸与した部分については、次の条件を満たす場合、返還免除の対象となります。

- ・高校等を卒業し、返還期間中に通算5年間、佐賀県内において居住し、かつ県内において就業した場合
 - ・決められた期間に免除手続きを行い、かつ、返還を滞りなく行っている場合
- ※ 5年間の要件を満たし、返還免除が決定するまでは、高額通学費加算額も返還する必要があります。
 なお、その後、免除決定した場合においても、既に返還された金額の払戻しはありません。

13 その他の高校修学のための支援制度

「佐賀県育英資金」以外にも、高校修学のための支援制度があります。

(1) 高等学校等就学支援金

『授業料』の負担を軽減するため、支給（授業料と相殺）される支援金です。

県立高校を含む 国公立高校	支給額	授業料 9,900 円に対して全額支給
	要件等	(参考) 令和7年度 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額で計算される算定基準額が 304,200 円(算出基準額)未満の世帯(保護者合算)
私立高校	支給額	各私立高校の授業料に対して、家庭経済状況に応じて 9,900 円～33,000 円を支給
	要件等	国公立高校と同じ

(2) 高校生等奨学給付金

『授業料以外の教育費』の負担を軽減するための返還不要の給付金です。

【参考】 令和7年度 給付額 (年額)	世帯の状況	国公立	私立
	生活保護受給世帯【全日制・定時制・通信制】	32,300 円	52,600 円
	非課税世帯【全日制・定時制】	143,700 円	152,000 円
	非課税世帯【通信制・専攻科】	50,500 円	52,100 円
	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算が 105,500 円未満の世帯 又は 264,500 円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯【専攻科】	10,100 円	10,420 円

(3) その他の修学支援策（詳細は、それぞれの実施団体へお尋ねください。）

- ・各市町村や各種団体の奨学金制度
- ・各高校等における授業料等の減免制度
- ・各社会福祉協議会の「生活福祉資金（教育支援資金）」
- ・各福祉事務所の「母子父子寡婦福祉資金」

本人が、現在の状況をペン（黒または紺）で記入してください。

記入例

育英学生願書

	姓	名			郵便番号	××× - ××××		
フリガナ	イクエイ	タロウ	本人住所		佐賀市城内×丁目×番×号			
本人氏名	育英	太郎			電話番号	0952-××-××××		
			家族住所		<input checked="" type="checkbox"/> 本人住所と同じ			
					郵便番号	-		
生年月日	H	××年	×月	×日生	電話番号	090-××××-××××		
学校名			学科名					
在学学校	××高校 ××キャンパス		××科		第1学年	※1 定時制・2 通信制		
進学希望 (第1希望)					設置者 ※ 国公立等・私立			
進学希望 (第2希望)					設置者 ※ 国公立等・私立			
注1)	家族 (高大学生を除く)	氏名	続柄	年齢	職業又は勤務先	備考	所得金額(万円)	
		育英 夏夫	父	50	会社員(株式会社××)		140	
		育英 冬子	母	47	パート(スーパー××)		24	
		育英 次郎	弟	14	××中学校 2年			
		育英 秋代	祖母	79	無職	障害3級		
所得金額計(A)						164		
注2)	高大学生 (本人を除く)	氏名	続柄	年齢	学校名及び学年	設置者	通学区分	控除額(万円)
		育英 花子	姉	17	×高校3年	※1 国公立等・2 私立	※1 自宅・2 自宅外	
						※1 国公立等・2 私立	※1 自宅・2 自宅外	
						※1 国公立等・2 私立	※1 自宅・2 自宅外	
						※1 国公立等・2 私立	※1 自宅・2 自宅外	記入不要
控除額の加算	本人の就学者控除							
	母子・父子世帯							
	障害者のいる世帯							
	小・中学生のいる世帯、長期療養者のいる世帯、災害等の被害を受けた世帯							
	主たる家計支持者が別居している世帯							
控除額計(B)								
認定所得金額(A-B)								
基準額	世帯人員		_____人	評定平均値	_____			
上記のとおり相違ありませんので、育英学生として採用してください。								
令和×年×月×日								
令和8年4月1日以降の日付	教育長様							
	本人氏名(自署)			育英 太郎				
	親権者(未成年後見人)氏名(自署)			育英 夏夫				

- 注 1 太枠欄は学校の担当者が記入してください。
- 2 ※には、該当するものを○で囲んでください。
- 3 学校の設置者の欄の国公立等とは、地方公共団体及び国立大学法人が設置する学校です。
- 4 高大学生とは、高校生、大学生、専修学校生(高等課程及び専門課程に在籍する者に限る。)及び高等専門学校生のことです。
- 5 この願書には、親権者(未成年後見人)の所得を証する書類を添付してください。
- 6 本人氏名は本人が、親権者(未成年後見人)氏名は親権者(未成年後見人)本人が、それぞれ自署してください。

それぞれが自署

注1) 同一生計の家族について

・記入が必要な家族は、保護者が扶養している家族です。課税所得証明書の扶養控除欄や証明書類で確認できない方は、同一生計とみなしません。

① 同一家計の家族に小中学生がいる場合

→学校名と学年を記入してください。

② 同一家計の家族に高大生（高校生、大学生、専修学校生（高等課程及び専門課程に在籍する者に限る））がいる場合

→特別控除を希望する場合、下の家族欄に記入し在学証明書または学生証の写しを提出してください。

（特別控除を希望しない場合、証明書類がない場合は、上の家族欄に記入してください。）

③ 障害者特別控除を希望する場合

→特別控除を希望する場合、備考欄に障害等級を記入し、障害者手帳の写しを提出してください。

・職業又は勤務先欄は、無職の場合も必ずご記入ください

注2) 所得金額の記入について

・課税所得証明書上の金額を記入してください。

ただし、就労状況に変動があり、課税所得証明書上の金額に大幅な変動がある場合は、給与明細等により推算した年間所得金額を記入してください。

・マイナンバーを提出する場合は、空欄のまま提出してください。

注3) 書き間違い等により訂正する場合

・二重線で抹消した後、正しい文言を記入し、近くにフルネームを署名するか訂正印を押してください。訂正印を押印した場合は、本人自署欄の氏名横にも同じものを押印してください。（修正液や修正テープは使用不可）

・パートや無収入の方も、課税所得証明書の提出をお願いします。
・収入がない場合も所得0円が確認できるものをご提出ください。
（金額が*アスタリスクになっているものは不可）

サンプル（市町により名称が異なります）

令和○年度 市県民税所得課税証明書				
氏名	育英 夏夫		生年月日	昭和○年○月○日
住所	佐賀市城内×丁目×番×号			
令和○年分	合計所得金額	1,400,000円	所得控除の内訳	
	令和○年度分所得の内訳		社会保険料控除	○円
	(給与収入	2,100,000円)	生命保険控除	○円
	給与所得	1,400,000円	扶養控除	○円
			所得控除合計	○円

課税所得証明書に記載されている所得金額を願書に記入してください。（万円単位）

7人が同居しているケースで、保護者（父）が扶養しているのは5人（祖母・母・姉・本人・弟）であることから、世帯人員は父を含めた6人となります。願書の「同一生計の家族」の欄には、本人を除く5人を記入してください。

記入には、ペン（黒または紺）を使用してください。（鉛筆や消えるボールペンは使用不可）
記入例は簡単に記載していますので、そのまま写すことなく、本人が詳細に記入してください。

（願書裏面）

佐賀県育英学生願書添付用（本人記入様式）

育英学生願書付票

学校名 ××高校 ××キャンパス

本人氏名 育英 太郎 （自署）

① 育英資金の貸与を希望するに至った家庭事情

「両親の収入が不安定である」、「父・母が病気で働くことができない」、
「兄弟にも今後学費がかかる（姉が大学へ進学予定で弟も2年後に高校進学予定）」状況です。
「私も、高校生となり学費が必要となるため、少しでも家計の負担を減らすために育英資金を借りたいと思いました」等

家庭の状況や自分に貸与が必要な理由を、自分の言葉で詳細に記入してください。

② 今後の目標（学校で頑張りたいこと、将来の希望進路や目標）

「学校で〇〇の勉強や、部活（〇〇部）を頑張りたい」、「将来〇〇の職業に就くため、高校では資格を取りたい」、「大学進学のための勉強を頑張りたい」等

今後の目標を、自分の言葉で詳細に記入してください。

③ 育英資金の返還についての決意

「将来就職して、育英資金は必ず返還します」等

本人の返還決意がわかるよう記入してください。

※「返還したいと思います」等の表現では不足していますので、「必ず返還します」という文言を入れてください。※返還の方法や金額などについて、詳しくはP5～7を確認してください。

（注）必ず生徒本人が、①～③全てを記入してください。

佐賀県育英資金は、保護者の経済的な状況に関係なく皆さんが進学できるよう、

高校などで勉強するための資金を貸す制度です。

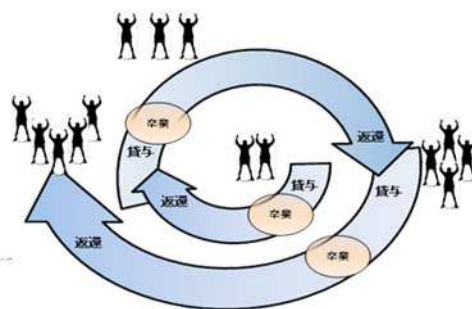
借りた資金は高校などを卒業した後に返す必要があり、

それが後輩の育英資金の財源になります。

お金を貸す相手は、保護者ではなく、皆さん本人であり、

最後まで責任をもって返さなければなりません。

書類を書く前に、貸与された資金の遣い方や返し方を保護者とよく話し合しましょう。



高額通学費加算計算書

高額通学費加算の貸与希望者のみ記入してください。(入してください。)

(佐賀県内の高校等に在学する者で、週5日の通学が確認できる場合のみ貸与可能) 乗車券

※ 生活保護世帯の場合、高額通学費加算を貸与することができません。 1月当たりの金額

自宅 ~ ○○駅	自転車	円	月	円
○○駅 ~ △△駅	JR			6,500
△△駅 ~ ××バスセンター	徒歩	実際は3か月定期を利用する場合でも、1か月定期の額のみを記入してください。		
××バスセンター ~ ○○高校前	△△バス			5,400
○○高校前 ~ 学校	徒歩			
合計	通学経路をよく検討し、申請してください。 申請後に経路を変更した場合、変更手続が必要です。			11,900

2 宿泊料、寮費等

区分	下宿・寮等で食費が明記されていない場合は、24,000円を差し引いた額を記入してください。 (1月当たりの食費24,000円は家計調査(総務省統計局)より算出)		
下宿			円
			円

下宿・寮等の場合、1と2の金額を比較し、低い方の金額を(A)に記入してください。

3 高額通学費加算額の計算

1 (通学費の合計額) と 2 (宿泊料、寮費等)のうち、いずれか低い金額	Aを1,000円未満切り捨て	B-5,000円(控除)	地方公共団体から通学費に関する	C-D (高額通学費加算の上限額)
A	B	C	D	E
11,900 円	11,000 円	6,000 円	0 円	6,000 円

貸与額希望調書に記入する高額通学費加算は、この額(E)が上限です。

注

- 定期券の写し(下宿・寮等の場合は金額が確認できる書類)を添付してください。
- 定期券等で金額が確認できない場合、購入しない場合(送迎・ICカード・回数券・現金)は、高額通学費加算の貸与はできません。
- 故意でない場合であっても、誤った申請により正当な貸与額を超える額で貸与を受けた場合は、その超える額については、免除の対象となりません。
- 一般的でより経済的な経路がある場合は、その額で認定(貸与)することがあります。

提出前にコピーを取り、
返還終了まで保管してください。

育英資金借用証書・誓約書

借用（予定）金額

百	十	万	千	百	十	円
¥	9	6	4	0	0	0

「借用（予定）金額」は、「貸与希望月額×貸与希望期間（月数）」+「入学時加算金額」です。

（例）貸与希望月額24,000円、入学時加算金10万円、貸与希望期間が36か月の場合

24,000円×36か月+100,000=964,000円 ※100万円に満たない場合は、頭に「¥」を記入

ときは育英資金返還明細書を提出し、貸与を受けた育英資金の全額を当該育英資金返還明細書のレタリ
滞りなく返還することを誓約します。

提出日は、必ず記入してください。

令和 × 年 × 月 × × 日

佐賀県教育委員会教育長 様

育英学生本人	住所	(〒×××-××××) 電話 0952-××-×××× 佐賀市城内×丁目×番×号 090-××××-×××× (母)
	フリガナ	イクエイ タロウ
	氏名	育英 太郎
	決定番号	決定番号は県で記入します。

住所は住民票のとおり正確に
記入してください。

本人の携帯電話がない場合は、
家族の携帯電話を記入してください。

- 借用（予定）金額は訂正できません。金額を間違えた場合は、新しい用紙に書き直しをお願いします。
- その他の部分を書き間違い等により訂正する場合は、二重線で抹消した後、正しい文言を記入し、近くにフルネームを署名するか訂正印を押してください。訂正印を押印した場合は、自署欄にも同じものを押印してください。（修正液や修正テープは使用不可）

連帯保証人 【自署】	住所	(〒×××-××××) 電話 0952-××-×××× 佐賀市城内×丁目×番×号 090-××××-××××	実印 育英
	フリガナ	イクエイ ナツオ	
	氏名	育英 夏夫	
保証人 【自署】	住所	(〒×××-××××) 電話 0954-××-×××× 武雄市×丁目×番×号 080-××××-××××	実印 教育
	フリガナ	キョウイク サブロウ	
	氏名	教育 三郎	

住所は印鑑登録証明書のとおり
正確に記入してください。

それぞれの携帯電話を記入してくだ
さい。固定電話があれば記入してく
ださい。

- 本人・連帯保証人（原則として同居の親権者）・保証人は、それぞれ自署してください。
 - 実印（印鑑登録証明書の印鑑）は、印影がはっきり見えるように押印してください。
 - 連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書を添付してください。
- ※ 同一筆跡・印鑑相違・印影不鮮明の場合は、書類不備のため貸与決定できません。

育英資金募集手続におけるマイナンバーの提出について

育英資金募集の手続において、マイナンバーを提出することにより、課税所得証明書の提出を省略することができます。

なお、その他の書類（住民票・印鑑登録証明書等）は省略できません。

マイナンバーの提出を希望される方は、以下の下枠のとおり手続をお願いします。

ただし、**マイナンバー提出書**や**番号確認書類**に不備があった場合、速やかに課税所得証明書を提出してください。

※ 課税所得証明書での提出も可能です。その場合は、所得や扶養状況を確認したうえで、願書等の記入をすることができます。

※ マイナンバー提出専用封筒を学校で開封することはありません。

※ 提出されたマイナンバーは佐賀県育英資金に関する事務にのみ使用します。

- ① 学校の担当者から、**マイナンバー提出書**と**マイナンバー提出専用封筒**をもらいます。
- ② 本人・家計支持者は、**マイナンバー提出書**の必要事項をそれぞれが記入・自署します。
- ③ **マイナンバー提出書**と**番号確認書類**を、**マイナンバー提出専用封筒**に入れ、必ず封をして、願書等と一緒に学校へ提出してください。

番号確認書類（1～3のいずれかを提出してください。）

- 1 **個人番号カード**（マイナンバーカード）**両面の写し**
- 2 **個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し**
（提示時において有効又は発行・発給された日から6か月以内のものに限る）
- 3 **個人番号通知カードの写し**
（通知カードに記載されている氏名、住所などが、住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、番号確認書類として利用できます。）



☆ 提出前のチェック項目（確認したら□に✓を入れましょう）

- 記入は、黒または紺のペンで行っている。（鉛筆、消えるボールペンは不可）
- 育英学生は、マイナンバー以外の全ての項目を記入・自署している。（住所は住民票のとおり記入）
- 家計支持者は、氏名、生年月日、マイナンバー全ての項目をそれぞれ記入・自署している。
- 自署となっている部分は、該当者がきちんと記入している。（代筆不可）
- 訂正する場合は、二重線で抹消した後、正しい文言を記入し、近くにフルネームを署名するか訂正印を押して（自署欄にも同じものを押印して）いる。（修正液や修正テープは使用不可）
- マイナンバーの**番号確認書類**（1～3のいずれか）を同封している。
- マイナンバー提出専用封筒**に、学校名、育英学生名を記入し、封をしている。